

東京都個別避難計画作成支援事業

令和5年度個別避難計画作成モデル事業成果発表会

令和6年3月12日（火）14：00～

東京都 福祉局 総務部 総務課 庶務担当

東京都 江戸川区 福祉部 災害時要配慮者支援課 災害時要配慮者支援係

○令和4年度までの取組

- ・区市町村の防災主管・福祉保健主管部署を対象とした研修会での好事例の共有
- ・未着手自治体に対する個別避難計画作成に向けた働きかけ
- ・効果的・効率的な計画作成に対する財政支援（基準額五百万円、補助率1/2）

→ 令和3年の個別避難計画作成の努力義務化を受け、計画作成に対する財政支援・研修会の開催による技術的支援を行ってきたが、計画作成に未着手又は計画作成済数が低い水準にとどまっている自治体への更なる支援が必要

※令和5年10月1日時点状況

個別避難計画未作成の自治体：3自治体

※令和5年1月1日時点状況

都内全体の避難行動要支援者数：563,718人 計画作成数：56,977人

作成数/避難行動要支援者数：10.1%

1 令和5年度当初における状況

【課題】江戸川区は令和3年度360名の個別避難計画書を作成した。そのうち水害時の広域避難希望者は112名、水害時に避難先が決まっていない計画は76名であり、提出された個別避難計画書の中には水害時の避難先が確保されていない計画が一定数あった。

【取組の方針】平時から、介護者や家族が避難先を探すことは容易ではない。そのため、対象者本人の状態や家族状況をよく知る福祉専門職に水害時の広域避難先の開拓を依頼することにした。これにより、いざ水害が発生したときに広域避難先をスムーズに利用できるようコーディネートすることが可能となる。

2 令和5年度末の時点における状況

- ①江戸川区相談事業所連絡会に広域避難先を開拓するよう依頼。1チーム3～4名体制で計2チーム（合計7名）が具体的な調査対象者を想定し、事前調査と当日調査に分けて広域避難先を調査した（例：調査対象者：30代難病患者、避難地域：群馬県伊勢崎市など）。
- ②事前調査では、車両によるアクセスの確認、駐車場の対応台数や身体障害者に対する対応状況、調査当日にヒアリングをできるか等の観点から対象施設を選定した。
- ③当日調査では、施設の申込方法などのソフト面から、備品の視認、臨時的に福祉サービスを利用する場合の仲介機関、訪問診療等の相談機関、余暇的な居場所の有無等を調査した。

3 令和5年度末時点の課題と今後の取組の方向性

江戸川区の避難行動要支援者は、令和5年度に再定義した結果、約1万6千名と従来より拡大した（※従来は7千4百名）。要支援者が拡大した中では、一人ひとりにきめ細かく対応した広域避難先を見つけることは容易ではない。広域避難先の開拓は引き続き区の課題だが、事業を継続する場合には、要支援者について避難の優先順位をつけ、優先度が高いものから広域避難先の開拓を続けていくことになる。

4 事業実施にあたる困難や工夫

【困難】

- ①紙ベースで提出された個別避難計画書を見直し、該当する要支援者や、利用する事業所を目視で洗い出した。
- ②本事業を実施するに際し、協力してくれる事業所探し。

【工夫】

災害時協定団体連絡会や、協定締結事業所が一同に会する機会を利用し、本事業に協力する事業所を探した。

①区市町村の計画作成を推進するため、計画作成の具体的な手順や計画作成に先進的に取り組む自治体の好事例をまとめた、「個別避難計画作成・活用の手引き」を作成

(手引き作成のポイント)

- ・ 避難行動要支援者や避難支援等実施者への勧奨資材のひな形を掲載
→ 計画作成に関する本人同意や避難支援等実施者確保の取組を支援
- ・ 災害種別ごとの 避難行動を時系列で記載し、計画の別紙として活用できる様式（マイトimeline）を掲載
→ 災害発生時の避難行動を具体的にイメージし、計画の実効性を向上

②これまでの取組を継続し、区市町村における計画作成を支援

- ・ 区市町村の防災主管・福祉保健主管部署を対象とした研修会での好事例の共有
- ・ 未着手自治体に対する個別避難計画作成に向けた働きかけ
- ・ 効果的・効率的な計画作成に対する財政支援（基準額五百万円、補助率1/2）

(本年度の研修会開催のポイント)

- ・ 内閣府モデル事業アドバイザーボード委員である新潟大学の田村 圭子教授から「個別避難計画の重要性」について、東京管区気象台の要配慮者対策係長から「災害時要配慮者の避難に使える防災気象情報」について講演
- ・ モデル自治体である江戸川区から計画の実効性確保の取組を紹介

○年度当初の目標

- ・令和5年度中に都内全区市町村で個別避難計画作成に着手

○令和5年度末時点における取組結果

- ・未着手であった3自治体中、2自治体が令和6年2月末時点で作成済み又は作成中となった。残る1自治体についても、今年度内の作成に向け検討中

○成果を得ることができた理由・これから取り組む自治体へのメッセージ

- ・マンパワーやノウハウの不足により計画作成に着手できていない小規模自治体が未着手であったが、状況のヒアリングを行い、同規模の自治体の取組状況を共有し、参考資料等を提供することで、計画作成の着手につながった。

⇒ 未着手の自治体に対しては、計画作成に必要な対応、取組、問題の解決方法を都道府県が一緒に検討し、個別に必要な支援を行うことが有効

○今後の方向性

- ・効果的・効率的な計画作成や、計画の実行性を高める取組への支援を実施
- 今年度作成する手引きについて、東京都HPへの掲載や区市町村課長会等での周知を行い、活用を働きかけ
- 引き続き、研修会の実施等による技術的支援と財政的支援の両面の支援を実施